

熊谷市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の整備に関し、幅広い見地から意見を求めるため、熊谷市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊谷市庁舎整備基本計画の策定に関すること。
- (2) 北部地域振興交流拠点の整備に係る必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって20人以内で組織する。

2 委員長は、総合政策部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

5 関係する市職員等をオブザーバーとすることができる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、委員が委員会に欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 やむを得ない事情により会議の招集が困難であると委員長が認めるときは、委員長は書面等による協議をもって会議に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めてその意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部北部拠点整備推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（令和7年4月14日市長決裁）

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。